

おいらせ町復興推進計画

平成25年7月22日
青森県おいらせ町

1. 計画の区域

おいらせ町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、想定外の大津波の襲来により、我が国の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした。本町においても、商工業・漁業関連を中心に被害額は約19億円に上り、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

こうした中で、本町経済の活力再生のため、本計画の着実な推進により被災者の雇用継続及び新規雇用並びに企業の新規立地・投資を促進することとともに、産業の集積及び活性化を推進し、本町の中核的産業を担う立地企業の体質強化に向けた支援を進める。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の全製造品出荷額の約10%を占める中核的産業であるパルプ・紙・紙加工品製造業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援し、雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に立地する東北容器工業株式会社が、おいらせ町中平下長根山地内において段ボール製品製造施設を増設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町では、全製造品出荷額約321億円の約68%を占める食料品製造業を背景に、製品の梱包に必要な段ボール製品を製造するパルプ・紙・紙加工品製造業が年間約34億円を生産し、全製造品出荷額の約10%と食料品製造業に次ぐ中核的産業である。その中でも、今回の段ボール製品生産設備の増設は、本町におけるパルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額の約61%、従業員数約37%を占める中核的な企業が実施するものである。また、投資の規模としても、本町におけるパルプ・紙・紙加工品製

造業の平均投資額、年平均約 8 千万円を大幅に上回る設備投資額であり、本町のパルプ・紙・紙加工品製造業に果たす役割として中核的なものである。

したがって、地域のパルプ・紙・紙加工品製造業の生産能力増強のための核となる段ボール製品生産設備の増設を行うことは、目標に掲げた「当町経済の活力再生のため、本計画の着実な推進により被災者の雇用継続及び新規雇用並びに企業の新規立地・投資を促進することとともに、産業の集積及び活性化を推進し、本町の中核的産業を担う立地企業の体質強化」を達成するために必要かつ有効である。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 日本政策投資銀行

株式会社 青森銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本町において対象事業者における段ボール製品製造ラインが増設されることに伴い、付加価値の高い段ボール製品を製造することができ、当該地域における関連企業の製品の付加価値も高まることとなり、その効果により地域産業の核としての重要性が増すことが期待され、事業用施設等の整備により雇用が創出される。

これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、青森県の意見を聴取した。

また、本町、株式会社日本政策投資銀行、株式会社青森銀行、東北容器工業株式会社を構成員とするおいらせ町復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。